

平成30・31年度の北海道における後期高齢者医療制度の保険料率について、現時点における2月定例議会（2月23日（金）開催予定）に提出する案をお知らせいたします。

なお、北海道と保険料率変更に関する法定の事前協議を進めているところです。

▽ 均等割額	50,205円	… 被保険者一人ひとりに等しく賦課される額
	【現行】 49,809円	（ 396円増 ・ + 0.80% ）
▽ 所得割率	10.59%	… 本人の所得に応じた額
	【現行】 10.51%	（ + 0.08ポイント ）
▽ 一人当たり保険料（軽減拡充後）	65,655円	
	【現行】 64,241円	（ 1,414円増 ・ + 2.20% ）

※ 平成30年度からの均等割軽減の基準額見直し・賦課限度額見直しを見込んだ数値

■ 保険料率算定の根拠

A 費用の見込	1兆6,908億円
医療給付費	: 1兆6,820億円 財政安定化基金拠出金、その他費用等 : 88億円

B 収入の見込	1兆5,412億円
国・道・市町村負担金	: 8,490億円 後期高齢者交付金 : 6,765億円
保険料上昇抑制策 … 剰余金・道財政安定化基金の活用	: 157.4億円（道との協議中）

C 保険料の必要額	(A - B)	1,496億円
D 保険料収納率の見込		99.30%
E 保険料の負担となる額（賦課総額）	(C ÷ D)	1,506.4億円
F 平成30・31年度の被保険者数見込		165万300人
G 一人当たり保険料（軽減拡充前）	(E ÷ F)	91,281円

○ 賦課限度額及び賦課割合

【賦課限度額】 57万円 → 62万円 【賦課割合】 均等割：所得割 = 55：45

■ 年間保険料額の例（単身世帯で年金収入のみの場合）

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	年間保険料 (H30・31)	現行年間保険料 (H29)	保険料増加額
800,000円	9割	—	5,000円	4,900円	100円
1,530,000円	8.5割	—	7,500円	7,400円	100円
1,680,000円	8.5割	2割→無	23,400円	20,000円	3,400円
1,950,000円	5割	2割→無	69,500円	60,200円	9,300円
(※1) 1,955,000円	2割→5割	2割→無	70,100円	75,500円	▲ 5,400円
2,110,000円	2割	2割→無	101,500円	88,600円	12,900円
2,170,000円	2割	—	107,900円	107,100円	800円
(※2) 2,180,000円	無→2割	—	108,900円	118,100円	▲ 9,200円

(※1) 年金収入1,950,001～1,955,000円の方は、均等割2割軽減から5割軽減へ拡充予定

(※2) 年金収入2,170,001～2,180,000円の方は、軽減非該当から均等割2割軽減へ拡充予定